令和３年度第２回金沢市景観審議会

日　　時：令和４年３月 15 日（火）　午後２時 30 分～３時 40 分

会　　場：金沢市第二本庁舎３階　大研修室

出席委員：福光会長、川﨑委員、坂本委員、関戸委員、玉田委員、土田委員、中川委員
中森委員、吉田委員、近藤委員

欠席委員：鍔副会長、宇佐美委員、中村委員、能木場委員、馬場先委員、柳井委員
竹内委員

事 務 局：都市整備局　　坪田局長
景観政策課　　本光課長、不破補佐、福塚係長、伊関主査、芹原主査
米田技師
都市計画課　　松矢課長
緑と花の課　　柳沢課長
建築指導課　　坂上課長
歴史都市推進課　　石浦課長
文化財保護課　　納谷課長、長池主査

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　審議案件

・保存対象物等の指定について（旧森忠商店）

4　報告案件

・令和３年度下期景観施策について

・令和３年度下期専門部会審議結果について

1）建物部会

【審議案件】

・保存対象物等の指定について（旧森忠商店）

―――資料１（保存対象物等の指定について（旧森忠商店））についての説明―――

（事務局）

保存対象物等の指定についてご説明いたします。委員の皆様のタブレットでは５ページにまとめた資料をご覧いただき、わたしの説明は、資料に沿ってパワーポイントでまとめたものを使って説明させていただきます。

１ページ目をご説明します。今回ご審議いただく案件の建物は、名称が旧森忠商店、尾張町２丁目に位置します大正７年に建築された町家建築です。

最初に、（２）保存対象物等の条例における位置付けをご説明いたします。景観条例第 35 条に保存対象物の指定がうたわれております。景観地区以外の区域内にあっては保存対象物、景観地区内にあっては景観地区保存対象物として指定することができるとあります。

助成制度としましては、外観の修繕工事の項目で、一般の保存対象物については、対象工事の 70％の補助率で、上限額が 1,000 万円、景観地区保存建造物は補助率が 80%、上限額は同じく 1,000 万円となります。その他防災施設設置工事や構造補強工事などへの補助メニューがございます。今回の審議案件につきましては、一般の保存対象物の指定についてとなります。

（３）は保存対象物等一覧表です。現在指定されている保存対象物の件数は 38 件です。この制度は、金沢を代表する住宅や店舗などの歴史的建造物の保存を推進するため、規制を外観のみとした本市独自の制度として、昭和 57 年に創設されました。指定されているものにつきましては、日本建築から西洋建築、江戸時代から昭和期のものと様々なバリエーションと時代の建物が指定されております。特に、市民にとって馴染み深いものが多いかと思います。

直近で指定された建造物としましては、長町景観地区、聖霊病院のお向かいにあります西家住宅と金沢美術工芸大学の近く、鶴間坂の降り口にあります飯田家住宅です。令和２年３月 23 日に指定されました。

それでは資料の２ページ目についてご説明いたします。

（４）旧森忠商店の概要については記載のとおりです。なお、令和３年１月８日に開催しました保存建物部会で、景観審議会にて審議することに了承を得ております。景観審議会にお諮りするまで１年以上経過しておりますが、新型コロナウイルスの動向などを含めて、今後の保存について、所有者としてしっかり検討される期間が必要であったため、時間を要しました。令和元年より１階を台湾料理店の「四知堂（ｽｰﾁｰﾀﾝ）kanazawa」として活用されております。先日、第 44 回 金沢都市美文化賞を受賞しております。

（５）旧森忠商店の位置ですが、国道 159 号沿いの北側、金沢蓄音器館の近くに建ちま

す。尾張町は、藩政期より金沢を代表する町人地であり、近代以降も金沢の商業の中心地として栄え、金沢を代表する老舗が多く存在し、国の重要文化的景観区域として位置付けられています。藩政期から近代の様々な年代や建築様式の歴史的建造物が存在する金沢を代表する歴史文化エリアです。特に、同じ国道 159 号沿いで、藩政期に建てられた福久屋石黒傳六商店と近代に建てられた旧森忠商店は、尾張町を代表する老舗の町家建築と言えます。

こちら（写真提示）が福久屋石黒傳六商店さんで、旧森忠商店と同様に間口の大きな町家建築です。平成５年 10 月 21 日に保存対象物に指定されています。

次に（６）森忠商店の歴史についてご説明します。家伝によれば、森忠の先祖は、室町時代の豪族亀田氏の一族であり、亀田家は柴田勝家により一族が滅ぼされるも、森忠の先祖は生き残ったとされています。江戸時代初期には、森下村より、現在の東山、旧金屋町あたりに移り住み、屋号を森下屋と称していました。文化５年（1808）には、金沢城が焼失した際に「御造営方主付肝煎役」を命ぜられ、金沢城造営に尽力したことを示す古文書が残っています。文化８年の「金沢町絵図」「金沢町名帳」に「本町肝煎　森下屋　幸蔵」とあります。現在の下新町・カタニ産業さんのあたりに位置していました。天保 13 年（1842）に橋場町で漆商を開業したことが現在の商売に繋がる始まりで、加賀藩御細工所の御用漆を取り扱っていました。明治維新となり、藩との商いが途絶えたことを機に、現在地へ移転し、製油業を営むなど、時代の変化に対応し、様々な商品を取り扱いながら発展してきました。第二次世界大戦後、木工用の建築用塗料などを取り扱い現在に至っております。現在の建物が建築されたのは、大正７年（1918）ですが、その翌年に市街電車が開業しておりますので、軌道敷設のための道路拡幅に伴って再建されたことが推測されます。

こちら（写真提示）は、明治 21 年に発行された石川県下商工便覧に載る森忠商店です。

こちら（写真提示）は、大正８年の橋場町から武蔵方面の町並みが写る古写真です。写真に写る望楼は当時の森八さんの建物です。望楼がこの時代のひとつのスタイルであることが分かります。

こちら（写真提示）は、大正８年の建築当初の森忠商店です。左側の古写真では外観を確認することができます。右の古写真は森忠商店に残る当時の絵はがきで、竣工当時の内部の様子が分かります。

つづきまして、3 ページ目以降の（７）旧森忠商店の価値について説明させていただきます。

資料では文章として載せさせていただきましたが、パワーポイントの画面で、図面と写真によってご説明いたします。こちらは立面図になります。間口８間の大型の町家です。

こちらは配置図になります。左が国道 159 号で、敷地間口いっぱいに建ちます。敷地の後方に坪庭がございます。指定の範囲は、赤く囲った部分となります。

こちらは改修前の平面図です。間取りにつきましては、資料には詳細を載せておりませんので、パワーポイントをご覧ください。東側にトオリニワを通し、１段目は店の間とし、

トオリニワに沿って奥にオエを配し、オエの西側に茶の間と洋間を並べ、その北側に仏間と座敷を並べていました。３列３段型の町家の平面形式です。一般的には１列３段型の町家が多いですが、旧森忠商店の間口の大きさがうかがえます。

現在の１階平面図です。トオリニワはほとんど変わりないです。正面側の店の間をウエイティングルーム、正面東側をエントランスと称してますが、内部の仕上げはほとんど変わりがなく、後に設けられた間仕切りを撤去したことで、もとの広い空間に戻されています。奥のオエや和室３室、洋間１室の、襖や建具や畳などが撤去され、客室としてひとつの空間になるよう活用されています。

次に２階平面図です。２階へはオエの階段を上がって廊下に至ります。建物正面側に８畳の前二階を３室並べ、その東端に押入、西端に物置を設けます。廊下を介して、２畳の茶室や７畳半と４畳半の和室を並べ、その北側に床の間と出書院を設けた 12 畳の座敷と６畳の書斎を配し、奥に縁側を通します。

次に中３階、３階望楼の平面図です。２階の茶室にある階段を上がり、中３階の通路を通り、さらに階段を上がって望楼に至ります。望楼は、６畳の和室で北側に神棚を祀ります。

次に４ページ目の（７）－３．外観等写真についてご説明いたします。こちらは建築当初の外観を写した絵はがきです。建築当初の１階正面は、中央に２間の出入り口を設け、その両脇３間を出格子としています。現状はその部分で改変が見られますが、庇より上は当初の姿をよく残します。現在の外観写真と比較するとよくわかります。

こちらが現在の外観です。２階外観正面は、黒漆喰塗りの塗屋造(ぬりやづくり)とし、鉄格子を嵌めた６間通しの虫籠窓(むしこまど)を設けます。屋根には中央に方形屋根の大きな望楼が建ち、その西側に明り採りの越屋根が付きます。軒先には、装飾的な雪止めの鉄柵を設けられています。森忠商店の看板も当初のものが現在も掲げられています。

こちらは昭和前期の古写真です。正確な年代は不明です。１階部分を注目しますと右側の出格子が失われ、ショウウィンドウと右端の引き違いの出入り口が設けられていることが分かります。

現在の１階部分の外観です。正面中央の出入り口は変わらず、左側は出格子から平格子となっていますが､伝統的な意匠が踏襲されています｡出格子が取り払われたことにより、庇を持たすための補強鉄骨柱が設置されました。設置された時期は不明です。右側の出っ張っていたショウウィンドウも、ガラス窓のショウウィンドウとなっています。右端の引き違い扉は昭和前期に設けられたものです。現在の外観は、突如改造されたのではなく、時代の変化に合わせて、ゆっくりと変化してきたものと言えます。

南西方より撮影した現在の外観です。西側外壁はトタン張りとなっております。背面側の現在の外観です。下屋の部分がトタン張りとなっております。

次に５ページ目の（７）－４の各階の内部写真をご紹介します。①エントランスとウェイティングルームのアールデコ風意匠の間仕切りは昭和初期に設けられたものです。②③

はウエイティングルームです。注目されるのは天井で、フローリングのような板張りの天井と八角形の照明吊りの天井飾りが見られます。

こちらは先ほどご紹介した建築当初の内部の写真ですが、どちらも建築当初の建築様式であるこが分かります。町家の伝統的な外観から１歩お店の中に入ると、一変して、洋風意匠の空間とし、柱や間仕切りがない空間が広がります。

引き続き１階の写真です。かつて、洋間や仏間、座敷として使用されていた箇所は客席としてひとつの空間として活用されています。

一見、大きく改変されているように見えますが、現在の床板は、畳下の荒板を再利用し、少し床を下げてますが、その改変が一目でわかるように、敷居の痕跡をあえて見せる形にしております。また天井は棹縁天井をそのまま使用するなど、もとの空間を感じさせる改修の工夫が見られるとして、保存建物部会としては評価されております。

こちらは、旧洋間の天井で、建築当初の天井材です。メタルシーリングと呼ばれる金属板の天井材です。古写真に写る、床の模様付きのリノリューム材や壁紙などは失われていますが、当時の流行の最先端の材料が使用されています。

次に２階です。前二階には、現在、１階で取り払った襖や建具などを保管しております。特徴が表れているのは③の吹き抜けです。従来の町家の吹き抜けは梁を十字にかけ、化粧貫を見せるものですが、旧森忠商店では、小屋組を化粧とせずに、棹縁天井としています。六枚町の町家にも類例が確認されていますが、近代金沢の町家における施主の好みの反映が見て取れます。

同じく２階の縁側や主座敷、書斎の写真です。書斎の出書院は火頭窓で飾り、縁側手摺では、打出小槌や軍配、蝶等を模した透かし彫りを用いるなど、近代和風住宅建築らしい凝った意匠が見られます。

望楼へは茶室の横の階段であがります。茶室の横が物置とありますが、かつては水屋でそちらに吹き抜けがあり、屋根の越屋根は、ここに明かりを取り入れるためのものです。

中３階の通路を通り望楼へと上がります。望楼は、３方をガラス窓とし、尾張町の町並みを見渡すことができます。

最後に、これらの旧森忠商店の価値をまとめますと、近代金沢における大型町家らしい重厚かつ伝統的な外観が尾張町界隈において圧倒的な存在感を放つこと。伝統と最先端の技術を融合させた町家建築として、近代金沢の発展を当時の建築様式をもって現在に伝えること。市街電車開業に伴う再建は、尾張町の歴史的街路空間を語る上で欠かせない存在であること。があげられ、旧森忠商店は保存対象物に指定する価値を有するものであると考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。部会長から補足があればお願いします。

―――部会長からの補足説明―――

（Ｉ委員）
保存建物部会長です。ご説明頂きましたが、スライドのとおり審議ポイントは３つであります。特に外観に関してはご覧の通り、塗屋といった仕組みであり、防火性を意識した作りだととらえております。生業の多くは油製品を販売しているということもあり、敢えてこういう風にしているのではないかと推測できます。内部空間の説明のとおり、改修が一部されていますが、改修前の部材は残しているため、いつでも元の状態に戻せるという考えもあり、金沢市の指定保存対象物になりうる建物であるものと考えております。付け加えると、市電の説明があった通り、市電は大正８年に出来ており、この建物は大正７年に出来ており、いち早く尾張町界隈の後退線まで協力いただき建てたということを考えると、都市的な観点から申し上げると、近代的な都市づくりの始まりのひとつの建物として位置づけられており、この３点からすると、指定保存対象物に指定するために本審議会に諮るものとしました。

（会長）
ありがとうございました。それでは、旧森忠商店についてのご意見やご質問等あれば発言をお願いします。

―――　審　議　―――

（Ｃ委員）
旧森忠商店については、まとめられている通り、価値があると思っております。少し審議から外れますが、保存対象物等一覧表の⑪番に旧石川県警察本部長公舎がありますが、現状美大の位置にあるため、今後どうなるのか気になります。現状でも美大の敷地のはずれにあり、周りが樹木に覆われているため、劣化や痛みが進んでいるかと思います。これは市が管理している建物であるため、保存対象物等に指定することは良いと思いますが、管理・運営に関してはどのように考えていますか。

（文化財保護課長）
ご質問のとおり、確かに美大の敷地内にありますが、この敷地に関しては、譲渡も含めて、今後取扱いを検討していくことになります。指定保存対象物があるということで協議していくことになると考えていますが、詳細は把握していないため、関係部局で共有します。旧森紙店など保存対象物は色々ありますが、譲渡であったり、旧森紙店は市で対応するなど、個々の実情があります。大事な建物であるため、いずれにしても保存活用してい

くべきであり、文化財保存活用地域計画というものが文化庁でも認定していただき、建物を含め文化財歴史的遺産については、保存活用を図っていきたいという姿勢を打ち出したので、それぞれの案件の事情に応じて、例えば旧森忠商店は民間が活用しているので、修繕などには補助があったり、それぞれの部局で業態に応じて補助を活用出来たりなど、保存活用を図っていきたい。

（会長）
よろしいですか。ありがとうございます。基本的には保存対象物等の指定というのは、外観の保全で良いのですか。町家の場合は、中も外もあると思いますが。

（事務局）
規制については、外観となっております。補助メニューとしては、構造などもあります。

（会長）
ありがとうございます。そのほか、ご意見はありませんか。それではよろしいでしょうか。ご意見、ご質問がないようなので、旧森忠商店の保存対象物等の指定について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

（会長）
ありがとうございます。了承されました。

［報告案件］
・令和３年度下期景観施策について
・令和３年度下期専門部会審議結果
1）建物部会

――資料２（令和３年度下期景観施策）についての説明――

（事務局）
令和３年度下期の景観施策について、ご報告いたします。まず、景観関連各種届出等件数についてですが、表は、令和元年度から今年度下期までの各種届出の件数を示しており、今年度下期については、令和４年２月 28 日時点の件数としております。順に、景観法の届出は 517 件、景観地区の認定は６件、斜面緑地の届出は７件、眺望景観の届出は 14 件、沿道景観の届出は 41 件、夜間景観の届出・協議は 55 件、風致地区の許可が 43 件、合計件数

が 683 件となっており、例年に比べ９割程度と減少傾向となっております。

次に、長町景観地区景観まちづくりについてですが、景観地区まちなみ修景事業としては、2 月 28 日現在、建築物修景事業が１件、景観修景事業（松の木の雪吊り）は 62 本となっており、昨年度より１本減少しております。

最後に、景観審議会及び専門部会の開催について説明いたします。今年度下期の開催回数及び審議案件数は、金沢市景観審議会については、本日の開催も含めて、開催回数が２回、審議件数は２件となっております。また、各専門部会について、建物部会が開催４回、審議４件、用水みちすじ部会が開催４回、審議４件、斜面緑地保全部会は開催１回、審議１件となっております。合計として、開催回数 11 回、審議案件数 14 件となっています。建物部会の審議結果については、後ほど担当者よりご説明いたします。用水みちすじ部会、斜面緑地保全部会については、意思形成過程の案件となっておりますので、今回報告からは除かせていただきます。

以上、令和３年度下期の景観施策について報告させていただきました。

―――資料３（建物部会報告）の説明―――

お手元のタブレットの資料番号３をご覧ください。建物部会については、令和３年度の下期に１回開催しており、審議案件数は３件となっております。本日は、昨年までに審議した案件も含め、審議継続中のものなどを除いた３件について報告させていただきます。資料では、各案件の計画位置および外観のイメージパースを示しております。

１件目から順に、金沢市立中央小学校建設工事　金沢市立玉川こども図書館及び金沢市公文書館（仮称）建設工事、玉川町地内、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置し、地上４階建て、最高高さ 14.93ｍの計画で、現在工事中となっております。

２件目、事務所新築計画、玉川町地内、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置し、地上４階建て、最高高さ 16.8ｍ、昨年 12 月に竣工しております。

３件目、共同住宅新築計画、北安江３丁目地内、景観計画区域のその他の区域、及び沿道景観区域の諸江通り区域に位置し、地上 15 階建て、最高高さ 44.95ｍ、現在建設中となっております。それでは順に審議内容を説明させていただきます。

まずは、金沢市立中央小学校建設工事　金沢市立玉川こども図書館及び金沢市公文書館（仮称）建設工事、玉川町地内です。計画位置と景観条例の区域ですが、南側の玉川公園に面した斜線部分が計画地で、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置しております。

計画地周辺の状況です。（写真を提示）現在建設中となっております。

配置計画です。画面上側が北方向となります。敷地西側から校舎棟、屋内運動場、こども図書館及び公文書館が建築され、建物に囲まれる形で中央部分にグラウンドが配置されております。校舎とこども図書館・公文書館は地下でつながる一棟の建物として計画されております。駐車場は地下に計画しており、出入りのスロープが近世史料館前に新たに設

けられる計画となっております。動線計画ですが、基本的に歩車分離の計画であり、生徒やこども図書館利用の歩行者は北側道路からのアプローチとし、北側道路から公園まで遊歩道を設けて敷地内の回遊性を持たせ、遊歩道から各施設へアクセスが可能な計画としております。また、遊歩道部分には中高木や低木を主体とした緑化空間が設けられ、西側道路沿いには高木を主体とした緑化空間が設けられています。車両動線については、敷地東側を入り口専用とし、敷地内を通って、地下駐車場へ入庫させ、出口は、北側道路となります。

こちらは外観イメージパースとなります。建物は地上４階建て、最高高さ 14.93ｍであり、黒い勾配屋根とすることで周辺との調和を図っております。校舎の外壁はコンクリートの打放し仕上と茶系のタイルを組み合わせた落ち着いた色彩としています。こども図書館、公文書館の外壁は一部ガルバリウム鋼板とするなど、校舎とは素材感の違いを出しておりますが、校舎と同系統の茶系色とし、建物全体で統一感をもった色彩計画としております。

本件については、建物部会で２度審議され、北側道路から公園まで遊歩道を設けるなど、玉川公園との回遊性に配慮した計画としながら、屋内運動場やこども図書館・公文書館の外壁を周辺への調和に配慮した形態意匠に一部見直していただき、了承されております。

続いて、事務所新築計画、玉川町地内です。

計画位置と景観条例の区域ですが、画面中央の斜線部分が計画地で、伝統環境保存区域の伝統的街並み区域に位置しており、既存建物の建て替え計画となっております。

計画地周辺の状況です。（写真を提示）

配置計画です。画面上側が北方向となります。敷地南側、前面道路に面して中高木や低木を配置し、通りからの見え方や圧迫感の軽減に配慮した計画となっております。

こちらは外観イメージパースとなります。建物は地上４階建て、最高高さ 16.8ｍであり、18.8ｍだった既存建物より低く抑え、屋根は 2.5 寸勾配の寄せ棟形式、外観はグレー系の吹付塗装、その外側に「アルミキャスト」を用いたダブルスキン構造を採用しております。

昨年 12 月に竣工しておりますので、竣工写真も紹介いたします。こちらは敷地南西側からのアングルとなります。外装に用いているアルミキャストの状況、敷地境界や前面道路側に設けた植栽の状況をご確認いただだける写真となっております。

本件については、建物部会で１度審議され、建物高さを従前より低く抑え、外観を落ち着いた色彩としながら、前面に中高木や低木を配置するなど、街並みへの調和に配慮された計画となっていることから、建物計画について了承されております。

続いて、共同住宅新築計画、北安江３丁目地内です。計画位置と景観条例の区域ですが、諸江通りに面した斜線部分が計画地で、景観計画区域のその他の区域、沿道景観区域の諸江通り区域に位置しております。計画地周辺の状況です。こちらは敷地南側、広岡一丁目交差点から諸江通りを見た写真です。こちらは同じ位置から計画地を見た写真、こちらは、敷地北側の北安江南交差点から諸江通りを見た写真、こちらは、敷地西側からの写真で、

敷地の向こう側には共同住宅が建ち並ぶような地域となっております。

配置計画です。画面上方向が北側となります。住居棟を諸江通りに並行させ、また、敷地中央のタワーパーキングを囲うように配置することで、タワーパーキングが表に出ないように配慮しております。また、建物は諸江通りから 1.5m程度後退させ、当該後退部分を緑地帯とすることで、潤いある沿道景観に配慮した計画となっております。

こちらは外観イメージパースとなります。外壁は低彩度のベージュ、ライトグレーを主体とした吹付塗装やタイル仕上とし、全体的に落ち着いた色彩計画とし、バルコニーのガラス手摺は乳白色やグレー系の不透明ガラス、部分的に焦げ茶のルーバー手摺を組み合わせることで、外観が単調にならないように工夫されています。

本件については、建物部会で２度審議され、焦げ茶のルーバー手摺の使用面積を減らして外壁とのコントラストが強くならないように配慮するとともに、豊富な植栽計画とすることで諸江通りへの潤い創出にご配慮いただき、建物計画について了承されております。

以上、建物部会の報告とさせていただきます。

（会長）

ありがとうございました。それでは、建物部会について、部会長から補足のご発言はありますか。

―――部会長からの補足説明―――

（Ｂ委員）

建物部会長です。簡単に申し上げると、1 件目の小学校に関しては、重要な場所に位置しています。こども図書館、公文書館、小学校がセットになっており、パースを見ると東側に松ヶ枝緑地や公民館があり、文教施設として新しい建物となり、役割を担うものとなります。西側にも住居がありますが、緑化などの配慮、屋根形状を変化させるなど周囲に調和するよう配慮頂きました。事務局でも説明がありましたが、遊歩道もあり、３つの施設をゆっくり歩きながらアクセスでき、開かれた施設、デザインということも考慮されている。この建物が出来ることで、さらにこの地域、文教文化地区として活性化することを期待しています。

２件目ですが、旧の建物を見ると白くて非常に硬い壁面を持っており、立て込んだ場所に位置しております。竣工写真のようにダブルスキンにして、少し奥行き感をつけながら壁面をセットバックし、緑化していただきました。周辺に対しての圧迫感を消した配慮をして頂き、当初案より少しお願いはしておりましたが、基本的には考えられていた建物でした。

３件目ですが、隣接した敷地に低層の住居棟がなく、将来的にもそのような建物が計画される予定もなく、ボリュームとしての圧迫感を与える影響が少ない。特に通りの足元に

緑化を積極的にして頂き、街路景観に寄与していただく検討をして頂きました。手すりに関しては、ガラス系でありますが、光の害についてや内側の洗濯物が透けるかどうかなど議論がなされたが、問題ないと判断しました。私の方からは以上です。

（会長）
ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はありますか。

（D委員）
建物部会の内容については、異議はありませんが、中央小学校の玉川児童公園に隣接しており、まちの中で住宅の密集地であることを考慮すると、運動場をモデル的に芝生にするなど、行政の中で連携して検討したことはないですか。玉川の公園は緑化されていますが、そこだけ砂場になっている。これからの小学校の運動場はどうあるべきか。せっかくまちのなかで素晴らしい建物が建設されていることもあり、せめてモデル的に運動場の芝生化をご検討頂きたいです。市の中でもそういったことが検討されているかお聞きしたいです。

（事務局）
いまほど小学校の運動場の芝生化の件について、ご質問がありましたが、緑と花の課に在籍していた際、そのような議論がありました。いくつかの学校で芝生化が実現し、他の自治体でも多く行っていますが、結果、増えていないのが現状です。芝生の維持管理が難しかったり、運動場として、子供や郊外活動として利用する際、メンテナンスが難しいと聞いています。運動場をまちなかで設置する際、風によって運動場の砂が周辺の建物に飛んでしまうという問題が少なからずあります。今回の建物は、比較的建物に囲まれており、風の影響は受けないのではないかと聞いています。防災拠点として利用上の都合として、砂の利用となったとお聞きしています。

（B委員）
よろしいですか。建物部会でもご指摘の点が議論になりました。一つは、運動場では風による砂の飛散や子供たちの声で近隣に住居棟があると問題になります。もう一つは、運動場と公園の境界は、コンクリートポールが設置され、それが相応しいかどうかについて、議論になりました。従来型のものではなくて、工夫出来ないかと議論をしていたが、結局、風の問題はないが、ネットの外側の境界線付近に若干植栽があるものとなりました。植栽することで運動場と公園を繋げるように緑の効果が出るようにしたが、そこまでしかできませんでした。回遊性もあり、重要な部分であるため、建物部会としても南側の緑では不十分と考えております。実際の樹木も中高木のレベルであり、十分とは言えません。市の建設する費用もありますが、今後の課題としてはあります。本来は境界については工夫が

いると考えています。

（Ｄ委員）
　結局、どうなるのですか。

（Ｂ委員）
　結局、コンクリートの柱にネットがあり、外側に緑地帯があり中木が配置されているということです。

（事務局）
　ネットについては、開閉式で、玉川公園と一体的な利用が出来るように仕掛けがあると聞いています。ネットの色はグレー系です。

（Ｄ委員）
　避難場所といっても、砂の上ではなくコロナ禍もありテントを立てるなどそれぞれ工夫する必要があります。大勢が密を避けるなど、芝生で寝て、避難の体制をとれるようなそんなまちのなかの運動場となるなど今後もご検討頂きたいです。

（会長）
　ありがとうございます。ほかによろしいですか。それではご意見、ご質問がないようなので、各専門部会からの報告について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

（会長）
　ありがとうございました。了承されました。本日予定していた議題は全て終了しましたが、せっかくの機会なので、何かご発言のある方がいればお願いします。よろしいでしょうか。これで審議を終わります。ありがとうございました。

6　閉会

－以上－